

事務連絡
令和3年12月3日

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

別途、厚生労働省からも通知がございますが、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第188号)が令和3年12月1日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行することとされたところです。併せて、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)について、一部運用の見直しが行われました。

つきましては、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきつつ、これらの改正趣旨をご理解いただくとともに、当該改正省令の周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【関係ページ】

事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html